令和8年熊本地震災害義援金の取扱いについて

令和８年熊本地震により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

１日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

１．寄 付 先

お客さまの義援金は、日本赤十字社を通じて被災都道府県に設置される義援金配分委員会へ全額が送られ、被災地の方々の生活支援に役立てられます。

振込依頼書には、必ず送付先「熊本地震災害義援金」をご記入ください。

２．取扱期間

令和８年８月１０日（月）～令和９年３月１６日(火)

３．お振込先

信金中央金庫　本店

別段預金　熊本地震災害義援金口

４．振込手数料

無　料（窓口の場合）

≪所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ≫

本義援金をお振り込みいただいた際の振込依頼書の控え（振込金受取書）が、所得税等の寄付金控除の手続きにおける証明書類となりますので、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

※　詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

地域をつなぎ、地域と共に歩む

須賀川信用金庫